

# 令和8年度千葉県認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業 業務委託企画提案募集要項

## 1 事業概要

### (1) 委託業務名

令和8年度千葉県認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業

### (2) 実施期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

### (3) 委託予算額

3,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。

注）この業務委託契約は、令和8年度千葉県歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日以降に締結します。

### (4) 実施方法

企画提案を募り、千葉県の委託事業として実施します。

### (5) 企画提案の内容

「令和8年度千葉県認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業業務委託仕様書」のとおり

## 2 応募資格

次の要件を全て満たす団体とします。

- (1) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (2) 事業の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理体制を有していること。
- (4) 事業を実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 3 応募方法・応募期限

(1) 応募書類は次のとおりとし、サイズはA4（A3折込み可）とします。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| ア 応募申込書          | (様式第1号) |
| イ 団体概要           | (様式第2号) |
| ウ 類似の主な研修実績      | (様式第3号) |
| エ 団体の目的等についての確認書 | (様式第4号) |
| オ 企画提案書          | (様式第5号) |
| カ 実施体制           | (様式第6号) |
| キ 経費見積書          | (様式第7号) |

※上記に加え、定款又は寄付行為あるいはこれに相当するもの、前事業年度の事業報告書、決算書、パンフレット等を添付してください。

(2) 提出部数 正本1部 副本9部

(3) 提出期限 令和8年2月18日（水）午後5時必着

(4) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分（ただし、土日祝日を除く。）

(5) 提出方法 郵送又は持参（最終日午後5時必着）

※FAX又はメールでの提出は受け付けませんので御注意ください。

### 4 選定方法

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング（日時及び場所は別途通知）を行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者とします。

なお、審査は非公開で実施します。

### 5 審査基準

審査にあたっては、以下の観点から総合的に評価、選考します。

なお、審査に関する異議には一切応じません。

審査項目	審査基準	
事業の的確さ、有効性	1	事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか
	2	目的を達成できるような講師の人選となっているか
	3	受講生に配慮した運営を心がけているか (受講しやすい会場が確保されているか、受講生からの日程変更に柔軟に対応できているか、オンライン研修の実施等)
	4	研修の進め方が効果的な手法となっているか
事業の実現性	5	事業の実施体制は十分か
	6	経費の積算根拠や内訳は適当か、算定金額は妥当か
専門性	7	認可外保育施設の現状や課題について的確な認識や知識を有しているか
実績	8	同種又は類似の研修事業の実績を有しているか
組織の安定性	9	安定的な事業運営ができる組織や体制、協力者や協力団体、財政基盤があるか
独自提案等の工夫	10	目的に対する独自提案等の工夫があるか

## 6 選定結果

- (1) 選定結果は書面にて通知します。
- (2) 選定結果の問い合わせについては一切対応しません。
- (3) 選定結果は県の情報公開の観点から県ホームページに公開します。

## 7 契約

- (1) 受託候補者として選定された団体と内容、経費等について再度調整を行った上で、予算の範囲内で委託契約を締結します。
- (2) 契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付していただきます。なお、契約保証金の納付が免除される場合があります。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務の全部を第三者に再委託することはできません。

## 8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為がある、事業の目的に照らして採用しえない提案内容である等、委員会が失格であると認めた場合

## 9 その他の留意事項

- (1) 選定委員会において選定されても、受託先候補者として内定したものであり、委託契約をもって正式決定となります。
- (2) 企画提案にかかる費用は、全て応募者負担となります。
- (3) 提出書類等は、提出後の差替、修正等は原則として認めません。また、審査後にこれを返却することはありません。
- (4) 提出書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、甲が企画提案について報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 本要項に定めるもののほか、企画提案に必要な事項は、甲が定めます。

## 10 問い合わせ・提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部子育て支援課法人指導班

T E L 043-223-2321

F A X 043-222-9939

E-m a i l kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp